商工中金の 民営化による 中小企業の

商工中金法の改正法が昨年6月に成立、 公布され、商工中金の完全民営化への移 行が正式に決まりました。本稿では、こ の民営化による中小企業の資金調達への

有限会社シンプルマネジメント 代表取締役社長 智臣 新居

影響等を解説します。

商工中金法の改正法が2023

2年以内に政府保有株はすべて売 締役の認可が廃止されます。 施行されました。法律の公布から 年6月に公布、ことし3月15日に 4年以内に政府による代表取

達の基礎知識や、 中小企業が知っておくべき資金調 します。 本稿では、 法改正の内容を踏まえつつ、 融資への影響等を解説 商工中金の歴史や特 商工中金との付

商工中金とは

(1) 商工中金の歴史

商工中金が設立されたのは19

戦後に発足しています。 公庫 でした。政府と中小企業の組合が 恐慌に対する中小企業支援が目的 36年、 である国民生活金融公庫などは から始まりました。日本政策金融 金の貸付け、保証を行なうところ 形で、組合員である中小企業に資 出資する協働組織金融機関という (以下、「日本公庫」) 昭和初期の度重なる経済 の前身

(2) 商工中金の特徴

としての強みであると言えます。 れるという特徴は、 中金の融資もでき、 預金機能はありませんので、 点が挙げられます。 第一に、預金機能を持っている 日本公庫には 公的金融機関 お金も集めら 商工

> れるため問題はありません。 際に商工中金が組合を紹介してく

い企業であっても、

粉飾決算対策

うですが、景気に左右されない融 するような融資姿勢は取れないと も重要な存在目的となっていま 資やセーフティーネット機能が最 位置についてです。日本公庫もそ いう立場にあります。 最後に、金融機関としての立ち また、民間の金融機関と競争

取引について商工中金との

「5000万円」 資の申込み金額の下限 が目安です。 は 借

組合に加入し り、どこかの 決まってお ことが法律で なります。と 融資の条件に ていることが 組合員である 小企業団体の が、指定の中 についてです 次に融資先

融資を受ける に入っていな はいえ、組合 とが、商工中金と取引をするうえ 誤解を招くような対応をしないこ 準と理解してください。 で重要です。 なども徹底していますので、 いう話を聞きます。 る」という声が聞こえてきます。 融資を受けていると安心感があ をしていると「商工中金さんから 味です。民間の金融機関の人と話 言えます。審査が厳しいという意 方や組織の立ち位置を踏まえた基 高いです。金融機関としての考え ると、丁寧に断りが入る可能性が 入れの際に5000万円未満であ 「ともあれ嘘はやめてほしい」と 一方で、商工中金の人からは、 融資姿勢については「固い

のぞむことが肝心です。 ば資金繰り表なども加えて取 確に伝えて、必要な資料、 円以上の借入れで、事業内容を的 以上をまとめると、5000 できれ 万

商工中金法の改正

商工中金法改正の経緯

(1)

した。今回の改正の基になる改革 から法改正が度々行なわれてきま ましたが、戦後、 商工中金の歴史の一部は前述し 政府の意向など

商工中金法の改正の概要

①コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で、業務範囲の制約等を見直す
- ●銀行と同水準の規制も導入

②地域金融機関との連携・協業の強化

- ●業務を行なうに当たり、地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記
- ●民業圧迫回避規定(適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮)は存置

③「中小企業のための金融機関」の維持

議決権保有株主資格の制限や特別準備金の制度は維持

4) 危機対応を的確に実施するための措置

- ●政府保有株式全部売却後も、危機対応業務を実施する責務を課す
- ■同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、 商工中金の危機関連保証の利用を認めない

⑤政府保有株式の売却等

- ●商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した政 府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除
- ●政府株式売却に伴う措置

⑥将来的な完全民営化の勘案要素

4

特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対 応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施を判断

出典:経済産業省『中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の概要』を基に作成

立ち位置に変更はないと言いた そうです。 めの措置 しても、 危機対応についてです。 危機対応を的確に実施するた 存在目的への言及と言え 公的金融機関としての 完全民営化をしたと

<u>3</u>

める手段を増やしたいという点で

商工中金の業容拡大を進

完全民営化を目指すわけです

国からの赤字補填が必要な

いのだと思います。

然です。

①出資上限

の引上げなど

事態は起こしてほしくない

のは当

からうかがえます。

としている点が挙げられ 地域金融機関との連携・協業 こます。

コロナ禍からの地域経済再生 ための業務範囲等の見直し の強化

政民営化をはじめ、 会社化からで、

公的機関のあ

2始まっ

たのは2008年の株式

(2)

改正の概要

小泉政権による郵

左表は、

経済産業省発表の改正

方が精査されるなかで、

商工中

に要点をまとめます。

概要で示された項目です。

10

00%に引き上げる

再生企業に対する出資上限を

内容です。

重要な観点として、

金も民営化するとの

方針から株式

(1)

曲折を経て本改正に至りました。

再生企業への対応を主とした

と思います。 う内容も含みます。 めるということです。 るかはケースバイケースになる ことですので、 間金融機関への圧迫を防ぐとい 地域金融機関との繋がりを強 具体的にどうな 相手がある また、 民

の維持 「中小企業のための金融機関

目的は 中金は上場企業への融資も行な めて伝えたかったのではないで っていますが、あくまでも存在 かったものと思われます。 金融機関であることを強調 引き続き、中小企業のため ようか。 「中小企業にある」と改 商工 した

的金融機関としての役目は外さな い、ということです。 まずは、 中小企業を主とした公 ④危機対応

こうした指摘ができそうです。 や⑤株式の議決権の部分からは、

(5) 政府保有株式の売却等

もりはない、という意向と読 団体中央会等としており、 点では株式を一般流通させるつ 企業組合等に加えて、 を目指す姿勢を示しています。 決権を政府が持たないところ 政府保有株式の売却により、 株主資格を現状の中小 中小企業

将来的な完全民営化の勘案要素 れる内容です。 将来の完全民営化の方針で

6

台を成す、 続いて、 はないでしょうか が先々において焦点になるの た、⑤の株式の一般流通 商工中金法の廃止等を見据 これら6つの項目 2つの論点を挙げてお など 0 土

きます。

40 企業実務 2024. 4

資金調達の基礎知識

(1) 中小企業の資金調達手段

中心にある融資についても説明を ましたが、中小企業の資金調達の したいと思います。 商工中金の話を主眼に置いてき

こそ、中小企業への貸付が円滑に るようサポートする公的機関で 証人となって融資を受けやすくな ことを理解しておくことが大切で 融機関か民間の金融機関、もしく の中小企業は借入れの際、公的金 バンクからの融資です。ほとんど 民間の金融機関からの融資、ノン 成り立っていることを知っておい 金融機関から資金調達する際に保 会の存在なしでは、成り立たない は両者から融資を受けています。 からの融資、銀行や信用金庫など つに分けられます。公的金融機関 から融資を受けるには信用保証協 ただし、中小企業が民間の金融 信用保証協会の保証があって 信用保証協会は、中小企業が

して融資を行なうノンバンクの存 また、不動産や売掛金を担保に 頭の隅に置いておいてほし

いところです。

(2) 融資を受ける際のポイント

ず、金融機関であれば融資の際に で重視すべき融資審査のポイント 審査する項目です。 を説明します。 金融機関から融資を受けるうえ 公的、 民間を問わ

1 資金使途

般に、融資の種類は大きく3

は、金融機関としては気を付けた す。やや極端な話に聞こえるかも 注目が一番高くなります。 小企業においては、資金使途への お金の境目が曖昧になりやすい中 いところでしょう。法人と個人の て社長の自宅の頭金にした」など しれませんが、「運転資金と称し まず、何よりも「資金使途」で

証もしくは担保権設定による保全 及ぼすものと考えてください。 屈は常に「安全第一」。経営者保 命に進めていますが、貸す側の理 を外そうという取組みを政府は懸 次に「保全」です。 融資の判断にまだまだ影響を 経営者保証

返済計画

の方針による「現場の甘さ」があ 者の事業計画で時折見かけるの 最後に「返済計画」です。 根拠の乏しい返済計画です。 業時の計画に関しては、政府 創業

> ングで対応できれば通る場合があ ŋ 入れておいてください。 なった計画が必要となる点を頭に るものの、返済に関しては理にか 内容の修正や口頭でのヒアリ

付き合い方今後の商工中金との

接、

商工中金に連絡しても問題は

ありません。

(3)

ベンチャー

り事業再生の段階であれば、直

向かうのが良策です。先述のとお トなどに紹介してもらい、取引に 合いのある税理士やコンサルタン

ならないようにしましょう。 との関係を解消、といったことに 金融機関などの提案で、商工中金 関係を継続してください。民間の などの際に丁寧に対応して、取引 ているのであれば、折り返し融資 (1) 業績に問題がなく、融資を受け 現に借入れをしている企業

に相談してください。 の緩和も見込まれますので、 思います。法改正による出資上限 など、いろいろな提案がされると 業の場合、地域ファンドとの連携 また、事業再生の段階にある企 早め

(2) 借入れ実績なしの企業

0) レンジしてください。 検討している場合には、ぜひチャ 資下限)を上回る金額の借入れを めします。5000万円以上(融 金融機関との兼ね合いには気を 借入れ実績をつくることをお勧 ただし、現状で取引のある民間

> 見方ができると思います。 しているところからも、 して中小企業に関連する団体を示 回し的な文言や、株式の引受先と 言えます。民間の金融機関への根 全民営化への本気度を示す内容と 今回 の法改正は、商工中金の完 こうした

てください 安定した資金環境をつくるた 今回の法改正を上手に活用し

供していこうとしています。 りやすく、未来における事業の優 ており、さまざまな形で資金を提 は、投資専門子会社などをつくっ んでみてください。商工中金で 位性等々を明確にして話を持ち込 性があります。事業の中身をわか なく資金を提供してもらえる可能 5000万円以上の融資枠に関係 企業やスタートアップ企業では、 産学官連携等によるベンチャー

GCS認定コーチ。企業研修の講師、資金調達支援、経営全般に対するコンサルティングを行なう。 (南シンプルマネジメント代表取締役社長。中小企業診断士、事業承継士:

持っていくより、

商工中金と付き 直接、

遣う必要があります。